

第4号様式（第9条関係）



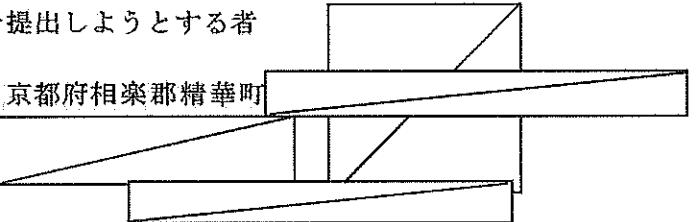
意見書

平成27年12月8日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡精華町
氏名



京都府林地開発行為の手続に関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
大阪府枚方市尊延寺 4580番地の7
株式会社スズキケンセツ
代表取締役 鈴木 貞雄
- 2 林地開発行為の目的
土砂の搬入（工事残土の埋立処分）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都府相楽郡精華町大字南畠八妻小字川原谷 37番地ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見
別紙のとおり

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

平成 27 年 12 月 8 日

意 見 書

はじめに（これまでの経緯と現在の [] の考え方）

昨年 7 月 20 日の [] への事業提案以来、平成 26 年 5 月 22 日付で事業計画書が出され、[] では京都府の「林地開発行為の手続に関する条例」に基づき平成 26 年 8 月 11 日付で意見書を提出、これに対し平成 26 年 10 月 6 日付の見解書が提示された。

その後、[] としての対応を協議すべく関係者や、[] での検討を重ねてきた。その結果として、平成 27 年 3 月 2 日付で「[] として「生活環境に関する [] には慎重にならざるを得ない。」との結論に至った。

この背景の主なものとしては、①水質汚染や交通騒音に対する生活環境の汚染や変化に対する不安、②前の事業者の倒産による事業放棄への不信と繰り返されることへの不安、③関係地権者や周辺関係者の同意の有無、等がある。

その後前述の結論の通知以来、事業者側から正式な申し入れや提案がなんらないまま、新たな事業計画が 10 月 23 日付の京都府広報で告知された。これを受けて当方から要請を行い、11 月 2 日に役場にて精華町総務課危機管理室・木村室長同席の元、[] に対し説明会が行われ現在に至っているのが実情である。

従って、今回の事業計画は規模が縮小されたとはいえ前述の結論に至った疑義や不信は何ら払拭されていない。よって、現状では 3 月 2 日付の結論を受け継がざるを得ない。

しかしながら、[] としては感情的な点、或いは情報不足な点を持って反対に終始することは本意でなく、先ず [] が納得できる見解が得られた際には [] への事業説明会での質疑を通しての理解やその後の意思確認作業を通じて本事業に対する [] としての最終判断を下したい。

明らかにして頂きたい点

※今回の意見の基本骨子は、①事業着手前の準備、②工事中に発生する（ことが予想される）諸問題への対応、③完工後の現地の管理、について明確な見解を頂きたいことがあります。

1. 地権者、隣接土地所有者、水利組合等の関係団体、周辺住民への説明、及び同意状況
(議事録や同意書をもって確認したく宜しくご検討願います。)
2. 生活環境下における水質の変化・汚染に対して
(1) 地下水、放流水、農業用水の汚染源、及び汚染発生リスクに対する見解

- (2)水質変化の状況の監視システムに対する考え方
 - (3)異常発生時の対応・対策
 - (4)工事完工後の監視体制
3. 車両通行における安全対策、及び生活環境保全策について
- (1)安全の確保を行うための基本的な施策
 - (2)環境保全（主に道路汚れ、騒音等）への施策
 - (3)関係機関（警察署、教育委員会等）との協議とその結果の開示
 - (4)工事関係車両はいかなる場合も集落内を通らないことの再確認
4. 工事完工後の将来的な姿
- (1)10年先、20年先を見た時、工事箇所はどんな姿になっているのか
 - (2)その姿を維持・管理するための方策
5. 本事業に起因する不測の事態に対する補償への考え方

最後に

今回は上述のように本事業計画における、特に生活環境問題についての基本的な考え方を明確にすることにあることをご理解いただきたく宜しくお願ひいたします。

またこれらの意見のベースにあるのは今回の事業計画を受けて□の意見を集約したものである。今後新たに疑問点等が示されることも十分予想される。その際には追加的な意見提示を行うことをご了解願います。

加えて、昨年8月11日付の□それぞれの意見書、及びそれにに対する10月6日付の見解書は引き続き有効であると理解している。

以上